

## ● 酸素の単価の求め方

前年1年間に購入した酸素の対価 の合計(円) ※ 消費税を含む ※ ポンベ代を含まない	÷	当該購入した酸素 の容積の合計 (リットル)	=	酸素の単価(リットル当たり) ※ 小数点第3位で四捨五入して、 小数点第2位まで求める
---	---	------------------------------	---	---

- ※ 当該年度の前年1月1日から12月31日までの間に購入した酸素の対価を、購入した容積(摂氏35度、1気圧における容積、単位 リットル)で除して得た額が、酸素の単価となります。
- ※ 令和元年9月以前に購入した酸素については、実際に購入した価格に108分の110を乗じて得た額(円未満四捨五入)となります。

**ただし、下記の「酸素の単価の上限額表」に定める額を超える場合は、下記の単価を使用します。**

【酸素の単価の上限額表】

		離島等以外の地域に 所在する医療機関の場合	離島等に所在する 医療機関の場合
液 体 酸 素	定置式液化酸素貯槽(CE)	0.19円/リットル	0.29円/リットル
	可搬式液化酸素容器(LGC)	0.32円/リットル	0.47円/リットル
酸 素 ポ ン ベ	大型ポンベ(3,000L超)	0.42円/リットル	0.63円/リットル
	小型ポンベ(3,000L以下)	2.36円/リットル	3.15円/リットル

- ※ 「離島等」とは、離島振興法により指定された離島の地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する過疎地域又は豪雪地帯対策特別措置法により特別豪雪地帯として指定された地域です。
- ※ 離島等における特別の事情がある場合で、上記の酸素の単価の上限を超える場合は、その理由を記載した書面を北海道厚生局長に届け出ることにより、その上限を超えた単価を使用することができます。(ただし、前年度の購入単価を超えることはできません。)